

公益財団法人中山隼雄科学技術文化財団

評議員及び役員の報酬等及び費用に関する規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人中山隼雄科学技術文化財団（以下「財団」という。）定款第16条及び第30条に基づき、評議員及び役員の報酬等及び費用に関して必要な事項を定める。

第2条（定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この財団を主たる勤務場所として1週に3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、理事のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。
費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。
報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条（評議員の報酬）

評議員が業務のために出勤したときは、1日当り3万円の報酬を支給する。

第4条（常勤役員の報酬）

常勤役員の報酬は、年俸制とし、別表の常勤役員俸給表に基づいて評議員会で決定する。

- 2 使用人を兼務する役員に対しては、役員報酬に使用人給与を加えて支給する。兼務する使用人に係る給与は、評議員会で決定する。
- 3 報酬は、年俸を年間就業月数で除した額を月額報酬として、毎月25日（休日に当たるときは順次前日に繰り上げる。）に支給する。

- 4 所得税、社会保険料その他法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。

第5条（通勤手当）

常勤役員に、通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当は、常勤役員が通勤のために有料の交通機関を利用（利用距離が1キロメートル以上の場合に限る。）する場合に月額により支給する。

第6条（賞与）

評議員及び役員には、賞与を支給しない。

第7条（退職手当）

評議員及び役員には、退職手当を支給しない。

第8条（日割計算）

月の途中で異動を生じた場合の常勤役員の報酬は、その事実が発生した日を基準として、その月の全日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数につき、日割により計算する。

第9条（非常勤役員の報酬）

非常勤役員が理事又は監事の業務のための出勤を行ったときは、1日当たり3万円の報酬を支給する。

第10条（費用）

評議員及び役員がその職務の遂行に当って負担した費用については、請求があったときに遅滞なく支払うものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、前もって支払うことができるものとする。

- 2 評議員及び役員がその職務の遂行に当って有料の交通機関を利用（利用距離が1キロメートル以上の場合に限る。）する場合には、交通費として実費相当額を支給する。

第11条（報酬の支給）

この規程に定める報酬及び費用は、通貨で直接本人に支給する。ただし、本人が自己の預金口座への振込を申し出た場合には、その方法により支払うことができるものとする。

第12条(規程の改廃)

この規程の改定又は廃止は、評議員会が行う。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める設立の登記をした日から施行する。

別表 常勤役員の俸給表

号俸	年俸
1	400万円
2	500万円
3	600万円
4	700万円
5	800万円